

募 集 要 項 (案) の 概 要

施設名		堺市立フォレストガーデン	
項目			
I	はじめに	P.1	
II	施設の設置目的	P.1	
市民に身近な自然に親しみ、農林業体験を通して健康で活動的なレクリエーションを行う場を提供するとともに、自然緑地の保全と活用を図り、農林業の振興に資するために設置された施設			
III 事業内容に関する事項			
1	施設の名称・場所	施設名称：堺市立フォレストガーデン 設置年月：垣外谷ゾーン 平成 6 年 4 月 奥谷ゾーン 平成 17 年 9 月	
	P.1	設置場所：南区釜室 188-1 外 施設規模：敷地面積 垣外谷ゾーン 71,956 m ² 奥谷ゾーン 6,136 m ²	総面積 78,092 m ²
2	指定管理者が行う業務	P.1～2	
・施設の運営に関する業務 ・施設等の維持管理に関する業務 ・市民菜園に関する業務 ・里山エリアの活用に関する業務 ・施設の収穫物を活用した地産地消を推進する業務 ・施設を活用した農福連携の取組 ・その他の業務			
3	管理運営の基本的事項	P.2～3	
・堺市立フォレストガーデン条例第 1 条の設置目的に基づく管理 ・個人情報保護の徹底、情報公開 ・公正、公平な管理 ・政治的行為等の禁止 ・利用者の意思及び人権を尊重したサービスの提供 ・法令遵守 ・効果的、効率的な管理運営による経費の縮減 ・利用者等の意見・ニーズを反映したサービスの向上 ・利用者の安全かつ快適な利用のための施設設備の適正な維持管理 ・住民、自治組織、事業者等と良好な関係の維持			
4	指定期間（予定）	P.3	
令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）。期間は、市議会の議決を経て決定する。			
5	自主事業	P.3	
施設の利用促進、サービス向上のため企画提案し、自己の責任と費用で実施する。			
6	管理経費等	P.3～4	
・会計年度（4 月 1 日～3 月 31 日） ・指定管理料の支払い等 提案上限額：18,300 千円／年（税込） ただし、人件費においては、賃金スライド制度を導入する。 ・指定管理料の支払い時期（年 4 期に分割した部分払い） ・指定管理料に含まれる経費（人件費・管理費） ・指定管理者の収入（指定管理料） ・自主事業の実施に係る経費（指定管理料からの支出は不可） ・経理事務（経理規程の策定及び帳簿の作成、自主事業に係る経費との区分）			
7	使用料等	P.4～5	
・使用料の徴収委託 ・使用料の減免等 ・自主事業の参加費等の徴収			
8	管理の基準	P.5～7	
・関係法令等の遵守 ・開園時間及び休園日についての指定管理者からの提案、市長の承認 ・使用許可等 ・守秘義務 ・個人情報の保護 ・情報公開 ・文書管理 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領を踏まえた対応 ・本市の施策との整合：障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組、暴力団排除 ・市政への協力：男女共同参画の取組、節電、災害対策、禁煙など市の施策への積極的な協力			
9	基本事業計画書及び 年度事業計画書	P.7～8	
・管理運営方針 ・従業員の配置計画 ・収支計画 ・利用促進計画 ・第三者業務委託計画 ・自主事業計画 ・モニタリング計画 ・人材育成及び研修計画 ・苦情、要望への対応 ・個人情報の保護 ・情報公開方針及び広報計画 ・管理施設等の維持管理方針 ・目標設定及び達成方策 ・緊急時対策			
10	リスク分担	P.8	
「堺市立フォレストガーデン指定管理者募集要項」別紙 3 のとおり。詳細は、指定管理者の指定後に協議を実施			
11	管理運営に伴う租税	P.8	
管理運営に伴う租税の負担が生じた場合は指定管理者が負担			
12	保険加入	P.8～9	
市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険への加入			
13	第三者委託	P.9	
管理業務の第三者委託は不可。ただし、駐車場の警備、木製品等の保守点検及び樹木管理業務等については、あらかじめ市の承認を得た場合は委託することができる。			
14	行政財産の使用・目的外使用・ 貸付の取り扱い等	P.9～10	
・目的外使用許可や貸し付けに関しては、指定管理者の業務の範囲外である。 ・自動販売機の設置については、市が行う。ただし、自動販売機に係る光熱水費は指定管理者が一括で支払い、別途目的外使用許可を受けた団体に直接請求を行うこと。			
15	本市の指示等	P.10	
・管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、必要な指示ができる。 ・上記の指示に従わないときは、指定を取り消し、業務の停止を命ずることができる。			
16	定期会議の開催	P.10	
・業務を円滑に実施するため、定期会議を 1 か月ごとに開催する。			
17	モニタリング等	P.10～11	
・利用者アンケート等による意見聴取の結果を集計し市に報告。 ・報告に基づく、指定管理者への必要な指示、評価の実施 ・第三者によるモニタリングの実施（指定管理者の指定後、別途通知）			
18	管理業務の報告	P.11～12	
・会計年度終了後の事業報告書の提出・公開 ・月例報告書の提出 ・緊急事態等の報告			
19	継続困難になった場合の措置	P.12	
・指定管理者の帰責事由により継続困難となった場合は、指定取り消し等の措置をとり、損害は市に賠償する。 ・不可抗力等により継続困難となった場合は、協議し、協定の解除及び指定の取消しができる。			
20	引継ぎ等	P.12	
・指定後の市及び現指定管理者との引継ぎ ・従業員の研修及び帳票類の印刷等の準備等 ・指定期間満了又は指定の取消しによる、次期指定管理者への引継ぎ ・引継ぎ時の施設設備の原状回復			
21	管理運営業務に関する評価	P.12	
モニタリング結果をもとに、年度終了後に指定管理者による一次評価、所管課による二次評価、第三者の外部有識者への意見聴取を実施。管理運営業務への反映、必要に応じた是正措置、指定管理料の減額などのペナルティ。評価結果は市ホームページに公表。			

Ⅳ 募集手続きに関する事項				
1 公募及び選定のスケジュール P.12~13	募集要項の公表 (市 HP)	令和 8 年 6 月 29 日 (月) ～8 月 28 日 (金)	書類審査	令和 8 年 9 月中旬 (予定)
	施設の現地説明会	令和 8 年 7 月 22 日 (水)	面接審査	令和 8 年 9 月下旬 (予定)
	質問書の受付	令和 8 年 7 月 31 (金) ～8 月 7 日 (金)	選定結果の通知	令和 8 年 9 月下旬 (予定)
	質問書の回答 (市 HP)	令和 8 年 8 月 14 日 (金) 予定	市議会による指定管理者の 議決	令和 8 年 12 月 (予定)
	応募書類の受付	令和 8 年 8 月 17 日 (月) ～28 日 (金)	※応募団体が 4 団体未満の場合は、書類審査及び面接審査を同一日程で行うこともあります。	
2 応募資格等 P.13~14	・ 法人その他の団体又は複数の法人等が構成するグループ (個人応募は不可) ・ グループで応募する場合は、グループ名及び代表する法人等を定めること ・ 応募団体が募集要項記載の項目に該当する場合は、審査において、項目ごとに 1 点ずつ付与 (上限 3 点)			
3 欠格事項 P. 14~15	欠格事項に該当する団体からの応募は無効。グループで応募する場合はすべての構成団体が欠格事項に該当しないこととし、1 団体でも該当した場合、当該グループからの応募は無効。			
4 選定対象除外 P. 15	虚偽、不正等は失格となり選定対象から除外			
5 応募手順 P. 15~17	上記公募選定のスケジュールにおいて所定の手続きにより応募			
Ⅴ 提出書類に関する事項				
1 書類の作成 P.17	フォレストガーデンの設置目的等を十分に踏まえた提案を求めます。			
2 書類の提出 P.17~19	(1) ～ (27) に定める書類の提出			
Ⅵ 選定及び指定に関する事項				
1 選定審査方法 P.19~20	・ 応募書類の審査及び面接審査の総合評価方式により指定管理者候補を選定 ・ 得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補として、得点が次順位の応募団体を次点の候補者に選定 ・ 同点の場合は審議のうえ、指定管理者候補を決定 ・ 満点の 60%以上に達した団体がない場合は、適格者なしとする ・ 選定後から基本協定締結までの間に候補者が辞退・失格・指定の取り消された場合は、次点の候補者を指定管理者とする			
2 選定結果の通知等 P.20	選定結果については、令和 8 年 9 月下旬を目途に文書で通知し、市 HP で公表。			
3 指定管理者の指定等 P.20	候補者の決定後、市議会 (11 月予定) で指定議案の議決を経て指定。			
4 協定に関する事項 P.20	指定後、指定期間内における基本的事項について定める「基本協定」、指定管理料の支払等に関する事項について定める「支払協定」を締結			
Ⅶ その他 1 注意事項 2 添付書類 P.20~21	「堺市立フォレストガーデン指定管理者募集要項」参照			